

令和 5 年 9 月 22 日

各中・義務教育学校長 様

京都府中学校体育連盟
会長 野川 晋司

第 76 回京都府中学校総合体育大会実施要項 スケートの部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会
(公財) 京都府スポーツ協会
- 2 主 管 京都市中学校体育連盟 京都府スケート連盟
- 3 後 援 京都新聞
- 4 日 時 令和 5 年 11 月 25 日(土)
諸注意 13 時 00 分(予定) 京都アクアリーナ(リンクサイド)
競技開始 13 時 30 分(予定)
- 5 会 場 京都アクアリーナ アイススケートリンク
・所在地 〒615-0846
京都市右京区西京極徳大寺団子田町 64 番地
・TEL 075-315-4800
・会場アクセス
阪急西京極駅より徒歩 5 分

※会場への大会に関する問い合わせはご遠慮ください。

- 6 参加資格
 - (1) 京都府中学校体育連盟に加入し、校長の出場許可を得た生徒。
 - (2) 年齢は、平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれた者に限る。
 - (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の 6 月 23 日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること。(その後、府中体連より日本中体連に報告。)
 - (4) 「参加資格の特例」
 - ・学校教育法 134 条の各種学校について、「別記 1」のとおり大会参加を認める。
(「別記 1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」参照)
 - ・在籍校に希望する部活動がない場合に救済措置として「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動チーム参加規定」により、拠点校部活動チームの大会参加を認める。
(「別記 3・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動チーム参加規定」参照)
 - (5) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。

- 7 外部指導者(コーチ等)
 - (1) 原則として外部指導者(コーチ等)は大会に参加できる。ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。この場合の外部指導者(コーチ等)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた 20 歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。また、各専門部の「外部指導者(コーチ等)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者(コーチ等)の審判を認める。ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。



8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については、校長の認めた者とする。
- (2) 校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」参照
- (3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 競技規定 日本スケート連盟競技規則に基づいて行う。

10 競技種目 音楽のCDは各自持参のこと。（ISUジャッジング・システムで採点を行う）

#	競技種目	所持級	滑走時間（±10秒）	課題
①	ジュニア選手権男子 ジュニア選手権女子	6級以上	フリースケーティング 男女 各3分30秒	2023～2024 ISU ジュニア
②	男子A・女子A	5級	フリースケーティング 男女 各3分	2023～2024 ノービスA
③	男子B・女子B	4級	フリースケーティング 男女 各3分	2023～2024 ノービスA
④	男子C・女子C	3級	フリースケーティング 男女 各2分30秒	2023～2024 ノービスB
⑤	男子D・女子D	2級	フリースケーティング 男女 各2分	2級
⑥	男子E・女子E	1級	フリースケーティング 男女 各1分	1級
⑦	男子F・女子F	無級・初級	フリースケーティング 男女 各1分	初級

11 表彰 各種目、男女別1位・2位・3位には賞状を授与する。

12 申し込み 学校からの申し込みと個人の申し込みの両方が必要である。

- (1) 学校申し込み：京都府中学校体育連盟よりメールで発信される、「参加申込書」・「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を入力し、10月28日（土）までに下記メールに送信すること。また、いずれもプリントアウトして押印したものを大会当日に提出すること。
- (2) 個人申し込み：JSF myPAGE の競技会参加申込サイトで、10月28日（土）までに申し込むこと。JSF myPAGE から申込できない場合は、「演技予定要素表」を下記メールに送信すること。

メール：rd465-yagi@edu.city.kyoto.jp（京都府中体連スケート専門部 八木 一夫）

☆問い合わせ：上記メールまたは 075-331-6131（京都市立洛西中学校 八木 一夫）

13 全国大会出場資格

当大会は、令和6年2月3日（土）～2月6日（火）に開催される、「第44回全国中学校スケート大会フィギュア競技（以下、全中）」の京都府選手選考を兼ねる。

（1）男子

男子6級以上の選手は、全中の参加選手制限が設定されないため、当大会での選考は行わないが、必ず当大会に「ジュニア選手権（男子）」で参加申し込みをすること。当大会への参加申し込みがない場合は、全中への参加の意思がないものと判断される。京都府内の中学校に男子6級以上の選手が所属しない場合には、男子5級の選手から1名を選考する。男子5級の選手で、全中の選考を希望する選手は、当大会の「ジュニア選手権（男子）」で参加申し込みすること。

(2) 女子

(公財) 日本中体連からの通知により、全中女子の京都府割当枠が 10 名となった(スケート連盟推薦枠および前年度の全中大会 10 位以内の選手の推薦枠を除く)。当大会「ジュニア選手権(女子)」の上位 9 名が全中出場権を獲得する(前述の推薦枠の選手を除く)。全中の選考を希望する女子 6 級以上の選手は、当大会の「ジュニア選手権(女子)」に参加申し込みをすること。なお、当大会への参加申し込みがない場合は、推薦枠の選手を含めて、全中への参加の意思がないものと判断される。

14 その他

- (1) 大会当日午前 7 時現在、京都市に暴風警報が発表されている場合、市中体連・専門部で協議し、決定事項を各校の引率者に連絡し、京都府スケート連盟公式サイトに掲載する。会場に到着していない学校には、引率者に電話にて連絡を行う。
- (2) 特別警報が発表された場合には、すべての競技は直ちに中止する。
- (3) 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断をすることがある。その判断は、市中体連・専門部で協議し、府中体連本部が行い、大会本部に連絡する。
- (4) 宿泊については、専門部は斡旋いたしません。各自で手配をお願いいたします。
- (5) 競技・施設等の特性を踏まえ、必要に応じて、基本的な感染症対策を講じる。

「参加資格の特例」

・「別記 1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

《学校教育法第 134 条校在籍生徒》

- 1 学校教育法 134 条の各種学校(1 条校以外)に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び、長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率することまた、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと

《地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生》

- (1) 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下、「京都府総体」と言う。)に参加を希望する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は以下の条件を具備すること。
 - ① 京都府総体の参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること(京都府内の中学校に在籍している生徒であること)。
 - ウ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)にあっては、日常継続的に(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導資格を有する 20 歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和 4 年 12 月スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されて

いること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。

カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。

オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は令和5年4月1日より適用する。（令和5年1月30日理事会にて承認）

※2 この特例は競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は今後も検討を続けていく。

※4 （2）②イ（引率細則は適用する）削除（令和5年5月2日一部改正）

・「別記3・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動チーム参加規定」

この規定は、京都府中学校総合体育大会（以下、京都府総体という）における拠点校部活動（以下、拠点校という）の参加について規定するものである。拠点校とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済措置としての活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

- 1 参加者は開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること
- 2 拠点校を編成する関係校全てが京都府中学校体育連盟（以下、京都府中体連という）に加盟していること
- 3 拠点校としての大会参加が、各地区・ブロック中体連・専門部に承認され、京都府総体予選としてのブロック大会から、拠点校として参加していること。また、原則として同一市町村内による拠点校とする。
- 4 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。
- 5 参加申込手続きは、該当拠点となる学校が行うこと。
- 6 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに拠点となる学校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等を添付すること。
- 7 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。

- 8 各地区・ブロック中体連については、「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておく。
- 9 今後、実施していく過程で生じる諸問題については、趣旨を踏まえて対処するとともに、各地区・ブロック中体連の実態に応じて、京都府中体連として検討していく。
- 10 本参加規定は、令和5年5月2日より施行する。

「引率者・監督」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

1 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- ① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- ② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

4 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - (f) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
- ② 大会会場における留意点等
 - ・ 引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。
 - (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
 - (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。

6 平成 15 年 5 月 20 日より実施する。

平成 26 年 5 月 2 日一部改正

令和 4 年 5 月 2 日一部改正（主旨文言）

令和 5 年 5 月 2 日一部改正（名称・主旨・全項目文言修正）

「監督等の条件」

・「別記 5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする。
- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期 間

(1) 違反行為 1 回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。（1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。）

(2) 違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6 本条件は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。